

白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例

(設置)

第1条 白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第20条の規定による検証に関すること。
- (2) 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】

地方自治のしくみについて

市の組織は、執行機関の部門と議事機関の部門からなります。執行機関の長及び議事機関の議員は、いずれも直接選挙によって選出されるため、民意を代表するものが2つ存在することになります。

このようなシステムを二元的代表制といいます。

市長（執行機関）の役割

白岡市の事務を管理、執行します。

議会（議事機関）の役割

事務執行を監査・調査したり、白岡市の事務で重要なことを議決します。

市長と議会の関係

市長と議会は共に民意を代表する機関として対等です。相互にけん制し合い緊張関係を保ち続けることで、独断専行を防止し、公平で民主的な地方自治の運営が期待されます。

審議会（附属機関）の役割

専門家などの活用や、行政に民意を反映させるためなどに市長が設置する機関です。市長から意見を尋ね求められた課題について、調査・審議し、結果を申し述べます。

